

平成27年第1回大多喜町議会定例会

6月第2回会議会議録

平成27年 6月29日 開会

平成27年 6月29日 散会

大多喜町議会

平成27年第1回大多喜町議会定例会6月第2回会議会議録目次

第 1 号 (6月29日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	2
行政報告	2
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
休会について	9
散会の宣告	9
署名議員	11

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月第 2 回会議

(第 1 号)

平成27年第1回大多喜町議会定例会6月第2回会議会議録

平成27年6月29日(月)

午後 4時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	小高芳一君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	志関武良夫君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
総務課長	加曾利英男君	企画財政課長	西郡栄一君
建設課長	末吉昭男君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺八寿雄	書記	大竹義弘
------	-------	----	------

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第46号 平成27年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)

日程第3 発議第5号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） こんにちは。本日は、平成27年第1回議会定例会6月第2回会議を招集しましたところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆さんにはご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日6月29日は休会となっておりますが、議事の都合により第1回議会定例会を開催いたします。

これより、6月第2回会議を開きます。

（午後 4時00分）

◎行政報告

○議長（志関武良夫君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、平成27年第1回議会定例会6月第2回会議を開催させていただきましたところ、議長を初め、議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、6月8日以降のものでありますので、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承をいただきたいと思います。

なお、このうち、6月21日に開催をされました千葉県消防協会夷隅支部主催の第48回夷隅支部消防操法大会には、本町代表としてポンプ車操法の部、小型ポンプ操法の部、ともに第1分団第1部が出場し、このうち小型ポンプ操法の部において最優秀賞を、ポンプ車操法の部においては優秀賞を獲得しました。小型ポンプ操法の部で最優秀賞を獲得した出場隊は、7月25日、千葉県消防学校で開催される県大会に夷隅支部の代表として出場することとなりました。よろしくお願いを申し上げます。

本日の会議では、この消防操法の県大会出場と、町営住宅の修繕に要する経費について補正予算を計上する必要が生じたため、関係議案を提出させていただいておりますので、ご審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（志関武良夫君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会6月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、監査委員から6月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（志関武良夫君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

9番 吉野 僖一 君

10番 山田 久子 君

を指名します。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第2、議案第46号 平成27年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第46号の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

平成27年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,888万5,000円とするものとさせていただきます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものとさせていただきます。

次に、事項別明細書の、2、歳入及び3、歳出により補正予算の説明をさせていただきます。

すので、4ページ及び5ページをお開きください。

2、歳入、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金203万9,000円の増額補正は、今回の補正予算の財源として、前年度繰越金を充てたものでございます。

3、歳出、款7土木費、項4住宅費、目1住宅管理費45万円の増額補正は、町営住宅入居者の退去に伴う修繕料3件分でございます。

次の、款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費158万9,000円の増額補正は、6月21日に開催されました千葉県消防協会夷隅支部消防操法大会において、小型ポンプ操法の部で第1分団第1部が最優秀賞を受賞し、7月25日に開催される千葉県消防操法大会に出場することとなりましたので、その経費として増額させていただくもので、説明欄の報償費は消防訓練手当、旅費は消防団員の費用弁償、需用費は選手の被服等に係るものと、町消防団補助金でございます。

以上で、簡単ではございますが議案第46号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 住宅管理費の件でお伺いします。

当初予算で622万7,000円、補正で45万ということで667万7,000円ということになっていますけれども、これは、もう622万7,000円が足りないので45万の補正を行ったということでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ではなくて、修繕料にかかるものだけでございます。応分の不足分でございます。

○議長（志関武良夫君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 修繕料は当初予算、幾らぐらいですか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 94万5,000円になります。

○議長（志関武良夫君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 94万5,000円が足らなくて45万ということですか。

そうしたら、大分当初の予算と見積もりが違うということで、管理というのはどうなって

いるんですか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 結局不足したわけでございますけれども、管理といいましても、あくまでも退去者の予定がつかなかったということで、1件退去されますと、1戸当たり大体15万円程度の修繕料がかかってまいりますので、その分が一応、本来であれば予定していた以上に出してしまったというのが現状でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 関連ありますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 退去時の修繕料については、年が経たために、古くなったために大家サイドが修繕するものと、それから故意に壊したことによる修繕とあると思うんですけれども、この場合はその割合みたいなものというのはどうなんですか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 経年劣化的なものは、町のほうで一応修繕させていただいております。入居者が、故意に落書きとか破損とか、そういうものにつきましては、入居者の方に負担していただいております。

以上です。

（「今回の」の声あり）

○建設課長（末吉昭男君） 今回の分は、町で経年劣化分で補修する分でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） では、全てそうですか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 全てって、45万円ということ。

（「いやいや修繕の、要するに、よろしいですか」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 補足説明。

退去したので、その後のクリーニングというか、原状復帰というか次に貸せるような状態にするんですよね。そういうためだけ、あるいは住み方が、私みたいに大変乱暴で、雑で、そのためによりひどい状態になっていて、そのために余計にお金がかかるというような、そういうことではないんですか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ということは、入っている入居者の管理が悪くて町が負担するということではなくて、あくまでも経年的な劣化的なものが主でございます。

○議長（志関武良夫君） 関連ございますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 場所はどこの町営住宅でしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 新丁と船子と大多喜、各1戸ずつになります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございませんか。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 消防団の運営事業についてお尋ねします。

町で158万9,000円ということで予算を組んだということは、町が消防団に全面的に支援をするということによろしいでしょうか。それが1点と、訓練の指導体制、そして訓練環境あるいは練習状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず1点目ですけれども、町の支援ということですが、町といたしまして、今回は夷隅支部の代表になりますので、町としても十分な支援をしていきたいというようなことで補正予算を計上させていただきました。

指導体制ということですが、公式の練習が14回行われています。これは現地の訓練も含めてですけれども、会場としましては主に町の海洋センターを使いますが、指導体制としましては、これまでどおり夷隅広域消防の職員、また団幹部、副分団長以上ですが、これが当たるということになります。

また、夜間ですので、どうしても照明が必要になりますけれども、これに関しましては出場する1分団だけでは照明車が足りませんので、今回は出場はいたしません、2分団から5分団の照明車を持ち回りで照明に当たっていただくというようなことで、町のほかに団を挙げても支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第3、発議第5号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について、発議案提出者の説明を求めます。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） それでは、会議規則の一部改正につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

発議第5号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案理由の説明を行います。

このことにつきましては、全国の町村議会が採用しているであろう全国町村議会議長会の標準会議規則であります。ご多分に漏れず、本町議会においても採用しているところですが、このほど全国町村議会議長会で監修している標準会議規則が一部改正されましたので、本町の会議規則もあわせて改正しようとするものであります。

一部改正の内容であります。規則第2条に規定している議会への欠席の届け出に関し、現行の規則では欠席の届け出は事故による届け出だけが規定されていますが、この届け出の取り扱いに関して、出産の場合も欠席の届け出について、新たに規定するものでございます。

将来を見据えて、本町の会議規則も標準的にしておきたいとするものであります。

それでは、本文の説明に入ります。

発議第 5 号。

平成27年 6 月29日。

大多喜町議会議長、志関武良夫様。

提出者、大多喜町議会議員、江澤勝美、賛成者、同、小高芳一議員、賛成者、同、野村賢一議員、賛成者、同、麻生勇議員、賛成者、同、吉野僖一議員。

大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。

提案理由といたしましては、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定するものであります。

大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則。

大多喜町議会会議規則（平成 8 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

第 2 項、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長の欠席届を提出することができる。

附則としまして、この規則は、公布の日から施行するものとさせていただきます。

以上で、発議第 5 号の説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから発議第 5 号を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(志関武良夫君) 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす30日から本年9月30日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) ご異議なしと認めます。

よって、あす30日から本年9月30日までを休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(志関武良夫君) これにて、本日の会議を閉じます。

散会とします。お疲れさまでした。

(午後 4時21分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年 9月 1日

議 長 志 関 武 良 夫

署 名 議 員 吉 野 僖 一

署 名 議 員 山 田 久 子